

Chapter ② 地方公務員の仕事

1 福祉事務所 (福祉)

住民の生活を支える地方自治体の仕事のうち、社会福祉に関することを専門に行う第一線の機関が福祉事務所です。社会福祉全般に関する様々な問題に関して住民から相談を受け、面接や家庭問題などを通じて援護や保護、施設入所などの措置を行います。主な仕事として、①生活保護業務を担当して生活保護の新規申請受付や毎月の保護決定、生活保護受給者を定期的に訪問して相談、助言、指導などを行います。②身体障害者の相談、援助を担当して身体障害者手帳の交付や関連制度の紹介、在宅生活の支援や施設利用の相談などを行います。



2 児童相談所 (心理/福祉)

18歳未満の児童を対象に、発達、性格、行動、非行や児童虐待などさまざまな問題に対する相談に応じ、個々の児童や家庭にとって最も効果的と思われる援助を行う児童福祉行政の中心的機関です。必要に応じて関連機関と連携を取りつつ、心理診断やカウンセリングなどを行います。主な仕事として、①判定班において、相談のために来所した子どもや保護者と面接をし、知能検査や心理検査を実施して心理判定を行います。②相談援助担当として、問題を抱えた児童やその家族に対してプレイセラピーや箱庭療法など心理的なケアを行います。



3 精神保健福祉 センター

精神疾患や障害を持つ方、薬物・アルコール依存症者などの心の悩みを抱える人々やその家族の相談や面接、心理検査を行います。

4 知的障害者 施設

障害を抱えた児童に対して関連機関とプロジェクトチームを組み、個別支援プログラムを作成、実行して事態の改善を図ります。

5 児童自立支援 施設

劣悪な家庭状況などの理由により保護されている児童の自立、生活支援を行います。

